



【報告対象】

対象	具体例	報告基準
機密性	<ul style="list-style-type: none"> 書類の紛失 文書等の誤交付、誤送付 メールの誤送信、ホームページでの誤公開 	機密情報(機密性2及び3)の漏えい・紛失が発生した場合
完全性	<ul style="list-style-type: none"> 不正データ混入による事務処理ミス、遅延(プログラム障害、運用作業誤り、移行誤り等) ホームページ改ざん、ログやバックアップデータ等の消失 	市民に影響があった場合又は庁内に大きな影響が出た場合 情報システムのデータの改ざん・消失が発生した場合
可用性	<ul style="list-style-type: none"> 市民向けホームページの停止 主要システムの業務時間内の予期せぬ停止(住民情報系システム、CHAINS、内部管理システム等) 	市民に影響があった場合又は庁内に大きな影響が出た場合

【連絡・報告先】

市政情報室(個人情報漏えい事案)	043-245-5717(内線90-6823)
業務改革推進課(個人情報漏えい事案以外)	043-245-5045(内線90-2294)
事案報告用アドレス	○○○@city.chiba.lg.jp(情報漏えい及び情報システム障害等報告)